

令和2年10月23日

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物の適正処理に係る周知について (依頼)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、県所管域内の産業廃棄物処理業者が排出事業者と委託契約書を締結せず、または排出事業者からマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物※の引渡しを受けていた事案を把握し、改善に向けた指導を行っています。

今回の事案を受け、県では、別添のとおり、産業廃棄物の適正処理に係る排出事業者向けのリーフレットを作成しましたので、貴協会の会員事業者を通じた排出事業者への周知に、ご協力いただきますようお願いいたします。

※コンビニ店舗やスーパー等から排出される空き缶、空き瓶、廃ペットボトル

別添

- ・ 周知用リーフレット「産業廃棄物を正しく委託していますか？」

問合せ先  
指導グループ 小島  
電話 045 (210) 4156 (直通)



# 産業廃棄物を正しく委託していますか？

## 「産業廃棄物」とは

- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、下表の20種類のことです。
- 「産業廃棄物」以外はすべて「一般廃棄物」です。

| 種類（業種限定ないもの） |                           | 種類（業種限定あるもの） |
|--------------|---------------------------|--------------|
| 燃え殻          | 金属くず                      | 紙くず          |
| 汚泥           | ガラスくず、コンクリートくず<br>及び陶磁器くず | 木くず          |
| 廃油           |                           | 繊維くず         |
| 廃酸           | 鉱さい                       | 動植物性残さ       |
| 廃アルカリ        | がれき類                      | 動物系固形不要物     |
| 廃プラスチック類     | ばいじん                      | 動物のふん尿       |
| ゴムくず         | 13号廃棄物                    | 動物の死体        |

## 店頭回収している空き缶、空き瓶、廃ペットボトルを廃棄する際は、通常、「産業廃棄物」として適正に処理して頂く必要があります

- 小売事業者が店頭回収して廃棄する空き缶、空き瓶、廃ペットボトルについては、市町村の了解を得て一般廃棄物として処理する場合を除き、事業活動に伴い排出された「**産業廃棄物**」として扱われます。
- 「産業廃棄物」に該当する場合は、排出事業者である小売業者の責任において適正に処理を行う必要があります。



## 産業廃棄物は、廃棄物処理法に定める**委託基準**に従って処理を委託しなければなりません（委託基準違反は罰則の規定があります）

- ✓ 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬及び処分について、都道府県知事の許可を受けた**産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者等**にそれぞれ委託しなければなりません。
- ✓ 専ら物※のみの収集運搬又は処分を業として行う者に、それぞれの処理を委託する場合であっても、委託基準は遵守しなければなりません。（**委託契約書の締結は必要**です。）
- ✓ 委託契約は、**書面により行い**、当該委託契約書には、法令に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、法令に掲げる書面が添付されている必要があります。

※ 専ら物（専ら再生利用の目的となる産業廃棄物）とは、「古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維」のこと。缶・ビンのみであれば専ら物としてマニフェスト不要ですが、ペットボトルが混入されることにより缶・ビンも含めてマニフェストが必要となります。



# 排出事業者と産業廃棄物処理業者との間の契約に介在する**第三者**について

※「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」(環境省)より一部抜粋、内容を変更して掲載しています。

- 産業廃棄物処理業者への処理委託に際し、第三者(管理会社等)が排出事業者と産業廃棄物処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為を行う事例が見受けられます。
- 排出事業者は、委託する産業廃棄物処理業者及び委託内容を自らの責任で決定すべきであり、**排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者(管理会社等)に委ねるべきではありません。**
- これらの決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるだけでなく、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、適正な処理のための費用が産業廃棄物処理業者に支払われなくなるといった状況が生じ、処理基準違反や不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあります。

## 排出事業者責任に係るチェックリスト

※「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」(環境省)より一部抜粋、内容を変更して掲載しています。

### 排出・保管

チェックしてみてください

| チェック内容                  | チェック |
|-------------------------|------|
| 産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。    | 適・否  |
| 産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 | 適・否  |
| 保管場所の掲示板を設置しているか。       | 適・否  |

### 委託・引渡し時

| チェック内容                           | チェック |
|----------------------------------|------|
| 委託先は産業廃棄物処理業の許可等を有しているか。         | 適・否  |
| 収集運搬業者、処分業者それぞれと直接、書面により契約しているか。 | 適・否  |
| 委託契約書等を保存しているか。(保存期間は5年)         | 適・否  |
| 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付しているか。 | 適・否  |

### 引渡し後

| チェック内容                            | チェック |
|-----------------------------------|------|
| 期間内にマニフェストの写しの送付を受けているか。          | 適・否  |
| 送付を受けたマニフェストの写しを保存しているか。(保存期間は5年) | 適・否  |
| 処理状況の確認をしているか。                    | 適・否  |

➤一つでも「**否**」があてはまった方は、「**排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト**」(環境省)の解説をご確認ください。



<お問合せ先>

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

電話：(045)210-4156 (直通)

